

新潟市民病院における働き方改革への取り組み

これまでも、当院の進める働き方改革への取り組みに対し、ご理解とご協力いただきありがとうございました。

下記は、当院で取り組んできた働き方改革のうち、患者さんやその他関係機関の皆様に関連が大きい項目についてまとめたものです。

引き続き、皆さまのご理解とご協力を賜りますよう、お願いいたします。

1. 初めて受診される方について（完全紹介制の実施）

一般外来の新規患者を他の医療機関からの紹介患者に限定しました。当院の初診時には、全ての診療科で紹介状が必要となります。

2. 複数主治医制と他職種でのチーム医療の推進

入院患者さんのいる全ての診療科において、複数主治医制で運用しています。そして、医師や看護師による患者さんや家族の方への説明は、平日の時間内に行っています。

3. 救急外来について

救急外来は、三次救急、重篤患者さんに特化いたします。軽症患者さんは、平日時間内はかかりつけ医、時間外は新潟市の急患診療センターを受診してください。中等症の患者さんについては、夜間であれば、二次輪番病院を受診してください。

夜間（午後7時から翌日午前8時まで）に、急なけが、病気で救急車を呼ぶべきか、病院を受診するべきか迷われた場合は、救急医療電話相談「#7119」をご利用ください。

関連リンク

[新潟市民病院 緊急対応宣言（外部リンク）](#)

[休日・夜間の急病（外部リンク）](#)

病院長